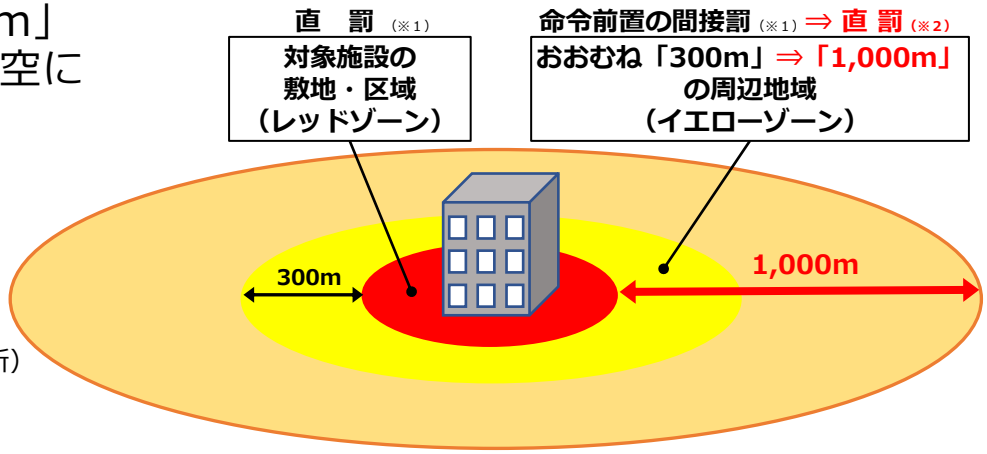
# 令和８年の小型無人機等飛行禁止法改正内容　赤字が今次改正内容

- 対象施設の敷地・区域及びその周囲おおむね「300m」⇒「1,000m」の指定された**対象施設周辺地域**の上空における小型無人機等の飛行を**原則禁止**
  - ※　対象施設の管理者の同意を得た者等による飛行は可能（飛行の前に都道府県公安委員会等への通報が必要）
- レッドゾーン（対象施設の敷地･区域）上空の飛行禁止又は警察官等による措置命令に違反した者には罰則
  - ※　イエローゾーン（対象施設周辺地域のうちレッドゾーン以外の場所）上空の飛行禁止に違反した者に対する罰則なし
  - ⇒ **罰則を創設**




※1 法定刑：１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
**※2 法定刑：６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

## 対　象　施　設

### ①　国の重要な施設等　［国政の中枢機能等の維持］

- 国会議事堂等［衆議院議長・参議院議長指定］
- 内閣総理大臣官邸等［内閣総理大臣指定］
- 危機管理行政機関［対象危機管理行政機関の長指定］
- 最高裁判所庁舎［最高裁判所長官指定］
- 皇居・東宮御所［内閣総理大臣指定］
- **対象特別要人所在施設［警察庁長官指定］**
- 政党事務所［総務大臣指定］

### ②　外国公館等　［良好な国際関係の維持］

- 大使館等［外務大臣指定］
- 外国要人の所在する施設［外務大臣指定］
- **国際会議の準備･運営のための会議場施設等［外務大臣指定］**

### ③　防衛関係施設　［我が国を防衛するための基盤の維持］

- 自衛隊施設［防衛大臣指定］
- 在日米軍施設［防衛大臣指定］

**令和元年改正で追加**

### ④　空港［国土交通大臣指定］　［国民生活及び経済活動の基盤の維持］

**令和２年改正で追加**

### ⑤　原子力事業所［国家公安委員会指定］　［公共の安全の確保］

## 警察官等による対象施設の安全確保措置

○　違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること（措置命令）が可能

○　やむを得ない限度において、小型無人機等の**飛行の妨害**、**機器の破損**その他の**必要な措置**をとること**（対象施設の管理者その他関係者に対し当該措置をとることを命ずることを含む。）**が可能